

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-4
処分の種類	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第6項			
処分の概要	認定小規模食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定に言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第6項 (認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例) 第16条第6項 6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生労働省で定める基準に適合していなかった場合であって当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと認めるときは、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>第16条第5項 5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(次条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規定(第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			